



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 教育委員会規則

- *17 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- *18 和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則
- *19 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- *20 和歌山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- *21 和歌山県教育センター学びの丘規則
- *22 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- *23 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則
- *24 和歌山県立体育館管理規則の一部を改正する規則
- *25 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則
- *26 和歌山県教職員特別健康管理規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 404 和歌山県立武道館附属設備使用料金 (教育委員会)
- 405 和歌山県南紀スポーツセンター附属設備使用料の一部改正 (")

○ 教育委員会告示

- 3 昭和26年和歌山県教育委員会告示第34号 (和歌山県立図書館分館設置) の廃止
- 4 和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する規程

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第17号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒井 則彦

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則 (平成15年和歌山県教育委員会規則第14号) の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 給与課に分室を置くものとし、その名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
給与課伊都分室	橋本市	橋本市、伊都郡

給与課那賀分室	岩出町	那賀郡
給与課有田分室	湯浅町	有田市、有田郡
給与課日高分室	御坊市	御坊市、日高郡
給与課西牟婁分室	田辺市	田辺市、西牟婁郡
給与課東牟婁分室	新宮市	新宮市、東牟婁郡

第3条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第41号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を削り、同条第7号中「和歌山市立学校」を「和歌山市立、海南市立及び海草郡内の町立の学校」に改め、同条第4号とし、同条第8号を同条第5号とし、同条第9号中「電子計算機の利用業務」を「電子計算による給与システム」に改め、同条第6号とする。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 給与課分室の所掌事務は、次に掲げる事務で当該管轄区域に関するものとする。

- (1) 市町村立学校の県費負担教職員に係る給与、旅費及び社会保険に関すること。
- (2) 分室に係る予算経理、決算及び監査に関すること。

第6条第1号を削り、同条第2号中「社会教育」を「生涯学習・社会教育」に改め、同条第1号とし、同条第3号中「の促進」を削り、同条第2号とし、同条第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号中「日本育英会」を「修学奨励」に改め、同条第8号とし、同条第10号を削り、同条第11号を第9号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。

第8条第5号中「鉄砲刀剣類等」を「銃砲刀剣類等」に改める。

第9条第2号中「県立学校」の次に「(中学校を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第4号中「学級編成」を「学級編制」に改め、同条第5号、第6号及び第8号中「(中学校を除く。)」を削り、同条第11号中「和歌山県教育研修センター」を「和歌山県教育センター学びの丘」に改め、同条第13号中「県立学校職員(中学校及び事務職員を除く。)」を「県立学校の職員」に改め、同条第14号中「県立学校職員」を「県立学校の職員」に改め、同条第15号中「県立学校職員(中学校及び事務職員を除く。)」を「県立学校の職員」に改め、同条第16号及び第17号中「県立学校職員」を「県立学

校の職員」に改め、同条第18号中「県立学校職員(中学校及び事務職員を除く。)」を「県立学校の職員」に改める。

第10条第1号中「かかる」を「係る」に改め、同条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 小中学校職員の勤務成績の評定に関すること。

第10条に次の2号を加える。

(13) 県立学校の設置課程及び生徒等定員に関すること。

(14) 県立学校の入学者選抜及び生徒募集に関すること。

第11条第2号中「健康・安全教育」を「健康・安全教育及び防災教育」に改め、同条第10号中「任命その他人事」を「推薦」に改める。

第18条の次に次の1号を加える。

(分室長)

第18条の2 第2条第2項に規定する給与課分室に分室長を置く。

2 分室長は、上司の命を受け、その分室に属する事務を掌理する。

第22条から第24条までを削る。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第18号

和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会処務規則(昭和27年和歌山県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号オ中「、室長補佐及び地方教育事務所長」を「及び室長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第19号

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する

規則(昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を第23号とし、第17号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 分室長

第3条第9号中「分館長」を「紀南図書館長」改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第20号

和歌山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会会議規則(昭和31年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2火曜日」を「第3火曜日」に改める。

第6条中「事務局職員中」を「事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員(以下「職員」という。)の中から」に改める。

第21条中「事務局職員」を「職員」に改める。

第26条第1項中「事務局職員中より」を「職員の中から」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第21号

和歌山県教育センター学びの丘規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県教育センター学びの丘規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県教育センター学びの丘設置条例(平成16年和歌山県条例第77号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、和歌山県教育センター学びの丘(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 教育関係職員の研修に関すること。

(2) 教育関係の専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。

(3) 教育相談に関すること。

- (4) 教育関係の資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 生涯学習の推進に関すること。
- (6) 人権教育の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(課の設置)

第3条 センターに次の課を置く。

総務課

研究開発課

基本研修課

専門研修課

紀南相談課

生涯学習支援課

(職員)

第4条 センターに、所長、副所長、課長その他必要な職員を置く。

(1) 所長

(2) 副所長

(3) 課長

(職務)

第5条 所長は、センターの事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 課長は、上司の命を受け、その課に属する事務を処理する。

(教育相談室の業務)

第6条 教育相談室は、第2条第3号に掲げる業務その他所長が定める業務を所掌する。

(教育相談室の職員)

第7条 教育相談室に、室長を置く。

2 室長は、所長の命を受け、教育相談室に属する事務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの処務に関し必要な事項は、教育長の承認を得て、所長が定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 和歌山県教育研修センター規則(昭和42年和歌山県教育委員会規則第12号)は、廃止する。

和歌山県教育委員会規則第22号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦
教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則、

教育職員の免許状に関する規則(昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記第18号様式から別記第20号様式まで及び別記第22号様式の規定中「第18条」の次に「、第18条の2」を加える。

別記第25号様式を次のように改める。

別記第 2 5 号様式 (第 1 8 条の 2 関係)

臨時免許状申請に関する事由書			
申請者氏名		生年月日	年 月 日
臨時免許状の種類		教科	
勤務しようとする 学校名			
採用年月日とその 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
申 請 の 理 由	(具体的に記入のこと)		
上記のとおり臨時免許状を必要とします。			
年 月 日			
実務証明責任者			
印			

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第23号

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館管理規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(紀南図書館)」に改め、同条第1項中「を設置するときは、これを告示する」を「として田辺市に和歌山県立紀南図書館(以下「紀南図書館」という。)を設置する」に改め、同条第2項中「分館に」を「紀南図書館に」に、「分館長」を「紀南図書館長」に改め、同条第3項中「分館長」を「紀南図書館長」に、「分館に」を「紀南図書館に」に改め、同条第4項中「分館」を「紀南図書館」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第24号

和歌山県立体育館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県立体育館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立体育館管理規則(昭和50年和歌山県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(所掌事務)

第3条 体育館における所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 体育館の業務の運営企画に関する事。
- (2) 職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (4) 館長印、館印その他公印の管守に関する事。
- (5) 予算、決算及び会計に関する事。
- (6) 庁用備品の管理に関する事。
- (7) 体育館の使用に関する事。
- (8) 広報、宣伝及び資料の収集に関する事。
- (9) 関係官公署との連絡及び体育関係団体との連絡調整に関する事。
- (10) 体育館の施設、設備及び体育用具の管理に関する事。
- (11) 体育館の電気設備及び放送設備の安全管理及び操作

指導に関する事。

(12) 体育用具の取扱い及び体育場の設営指導に関する事。

(13) 体育館の内外の清掃に関する事。

(14) 体育館の警備及び防災計画並びに救急看護に関する事。

第4条中「副館長、課長」を削る。

第5条第2項及び第3項を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第25号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条の6を第7条の7とし、第7条の3から第7条の5までを1条ずつ繰り下げ、第7条の2の次に次の1条を加える。

(看護科における一貫教育)

第7条の3 和歌山県立南紀高等学校の看護科においては、同校の専攻科と一貫した教育を施すものとする。

別表第1和歌山県立橋本高等学校の項中

普通
情報理数

を

普通(探究、総合)
情報理数

 に改め、同表和歌山県立紀

北農芸高等学校の項中

農業経営
生産流通
施設園芸
農業工学
環境工学

生産流通
施設園芸
環境工学

に改め、同表和歌山県立笠田高等学校の項中

商業	会計
	総合ビ
	情報処

を

商業	総合ビジネス
情報処理	

 に改め、同

表和歌山県立日高高等学校中津分校の項中「中津村」を「日高川町」に改め、同表和歌山県立紀央館高等学校の項中

工学	電気
	電子機械
	工業技術

を

工業	工業技術
----	------

 に改

商業	商業
	情報処理

め、同表和歌山県立田辺工業高等学校の項中

機械
電子
生産システム
情報システム

機械
電子
情報システム

に改め、同表和歌山県立田辺商業

高等学校の項中

商業	情報処理
	国際会計
	流通ビジネス
家庭	商業家庭

商業
家庭

情報処理
国際会計
流通ビジネス
経営科学
商業家庭

に改め、同表和歌山県立南紀高等学校の項中

専攻科	厚生	衛生看護
-----	----	------

専攻科	厚生
-----	----

衛生看護
看護

に改め、同表和歌山県立串本高等学校の項中

西牟婁郡串本町串本1522	全日制	普通
		国際教養
		外国語 英語

東牟婁郡串本町串本1522	全日制	普通
		国際教養

に改め、

同表和歌山県立古座高等学校の項中「古座町大字中湊370」を「串本町中湊370」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 設置学科欄の()内は、当該設置学科に特に設けられたコースがあることを表す。

別表第3和歌山県立南部高等学校龍神分校の項中

龍神村立
龍神村立
龍神村立

龍神中学校
下山路中学校
虎東中学校

を

田辺市立龍神中学校
田辺市立下山路中学校
田辺市立虎東中学校

に改め、

同表和歌山県立古座高等学校の項中

古座町立田原中学校
古座町立西向中学校
古座川町立明神中学
古座町古座川中学校

校
組合立古座中学校

を

串本町立田原中学校
串本町立西向中学校
古座川町立明神中学校
古座川町立古座中学校

に改める。

別記第1号様式中「第7条の5」を「第7条の6」に改める。

別記第2号様式中「第7条の6」を「第7条の7」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1和歌山県立日高高等学校中津分校の項及び別表第3和歌山県立南部高等学校龍神分校の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第26号

和歌山県教職員特別健康管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県教職員特別健康管理規則の一部を改正する規則

和歌山県教職員特別健康管理規則(昭和26年和歌山県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 4 条、第 5 条、第 6 条関係)

県立学校用

審 査 願

下記により和歌山県教職員特別健康管理審査会の審査をお願いします。

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

所 属

職・氏名

印

記

1 疾病名

2 審査事由

ア 特別休暇 イ 病気休暇中のところ復帰 (予定期日)

ウ 休 職 エ 休職中のところ復職 (予定期日)

オ 経過報告 カ 再 審 査

(学校長副申)

次のとおり副申します。

職名	年齢	採用 年月日	届 出 休養期間	本 件 に 関 連 す る 休 暇 等 の 経 過	前 回 受 審 年 月 日 と 判 定 結 果

※初めての場合は「初回」

年 月 日

学校長

印

(注) 1 審査願の「2 審査事由」については、該当する記号をすべて○で囲むこと。
復帰、復職の場合は、予定期日を記入すること。

2 特別休暇、休職の場合は、次の書類等を添付すること。

(1) 結核性疾患の場合

検診票 (別記第 1 号様式) レントゲンフィルム (断層フィルムも含む。)

(2) 結核性疾患以外の疾病の場合

検診票 (別記第 1 号様式) その疾病に関わる検査結果 その他審査を行うために必要と思われる書類等

3 復帰、復職の場合は、次の書類等を添付すること。

(1) 結核性疾患の場合

検診票 (別記第 1 号様式) 最近の生活記録 検温表 (毎食前 30 分に測定し、グラフに図示のこと。) レントゲン直接及び断層フィルム (結核休職発令当時並びに審査願出 6 箇月前、3 箇月前及び 1 箇月前のフィルム)

(2) 結核性疾患以外の疾病の場合

検診票 (別記第 1 号様式) 疾病回復の程度が客観的に判定することができる検査値提出を求められた書類その他審査を行うために必要と思われる書類等

市町村立 (学校組合立を含む。) 学校用

審 査 願

下記により和歌山県教職員特別健康管理審査会の審査をお願いします。

年 月 日

(市、町、村) 教育委員会教育長 様

所 属

職・氏名

印

記

1 疾病名

2 審査事由

ア 特別休暇 イ 病気休暇中のところ復帰 (予定期日)

ウ 休 職 エ 休職中のところ復職 (予定期日)

オ 経過報告 カ 再 審 査

(学校長副申)

次のとおり副申します。

職名	年齢	採 用 年 月 日	届 出 休養期間	本 件 に 関 連 す る 休 暇 等 の 経 過	前 回 受 審 年 月 日 と 判 定 結 果

※初めての場合は「初回」

年 月 日

学校長

印

審 査 依 頼

上記の件について審査願います。

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

(市、町、村) 教育委員会教育長

印

(注) 1 審査願の「2 審査事由」については、該当する記号をすべて○で囲むこと。

復帰、復職の場合は、予定期日を記入すること。

2 特別休暇、休職の場合は、次の書類等を添付すること。

(1) 結核性疾患の場合

検診票 (別記第 1 号様式)、レントゲンフィルム (断層フィルムも含む。)

(2) 結核性疾患以外の疾病の場合

検診票 (別記第 1 号様式)、その疾病に関わる検査結果、その他審査を行うために必要と思われる書類等

3 復帰、復職の場合は、次の書類を添付すること。

(1) 結核性疾患の場合

検診票 (別記第 1 号様式) 最近の生活記録、検温表 (毎食の 30 分前に測定し、グラフに図示のこと。) レントゲン直接及び断層フィルム (結核休職発令当時並びに審査願出 6 か月前、3 か月前及び 1 か月前のフィルム)

(2) 結核性疾患以外の疾病の場合

検診票 (別記第 1 号様式)、疾病回復の程度が客観的に判定することができる検査値提出を求められた書類、その他審査を行うために必要と思われる書類等

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第404号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第19項第2号の規定により、和歌山県立武道館附属設備使用料を次のように定め、平成17年4月1日から実施する。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

種 別	単位	使用区分及び使用料
補助椅子	1脚	1回につき 20円
拡声器・アンプ	1基	1回につき 1,360円
拡声器・マイク	1本	1回につき 320円
シャワー		1人1回につき 60円
扇風機	1台	1回につき 340円
電気		1Kwhにつき 20円

備考 補助椅子、拡声器・アンプ、拡声器・マイクについて、アマチュアスポーツに使用する場合は、この表に定める額の半額とする。

和歌山県告示第405号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第21項第4号の規定により、和歌山県南紀スポーツセンター附属設備使用料を次のように定め、平成17年4月1日から実施する。平成9年和歌山県告示第401号（和歌山県南紀スポーツセンター附属設備使用料）は、平成17年3月31日限り廃止する。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

種別	単位	使用区分及び使用料
ワイヤレスマイク	1式	1回につき 1,050円
スライド映写機	1台	1回につき 310円
ヨット	1隻	午前9時から正午まで 590円
		正午から午後5時まで 980円
		午前9時から午後5時まで 1,570円
		超過1時間につき 210円
カッター	1隻	午前9時から正午まで 1,980円

正午から午後5時まで	3,270円
午前9時から午後5時まで	5,250円
超過1時間につき	670円

備考 超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

昭和26年和歌山県教育委員会告示第34号（和歌山県立図書館分館設置）は、平成17年3月31日限り廃止する。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県立紀南図書館規程の一部を改正する規程
和歌山県立紀南図書館規程（平成5年和歌山県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号及び第9号中「分館長」を「紀南図書館長」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。